

第5回 定期 総会 議事録

1、日 時	令和5年5月8日(月)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、6番田畑委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員 15名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、村本、浦野、岡崎、尾家、加藤、北山、高橋、北村、新谷)
4、欠席委員	7番多村委員、最適化推進委員(武信、岩渕、鷹崎、墓、江島、苅北)
5、事務局	用松局長、片桐次長、井上、星野
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	2番坪根委員、9番石川委員
用松局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
議 長 (中原会長)	それでは、只今より令和5年第5回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、議事録署名委員を2番坪根委員9番石川委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 橋本委員から1番の調査の報告をお願いします。
1番(橋本)	1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後の目的は4条申請とのことでございます。

議 長	ただいま、1番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。 2番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	黒土推進委員退席
議 長	それでは、2番について田畑委員調査の報告をお願いします。
6番(田畑)	2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作をするとのことでございます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、2番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。 黒土推進委員は入室をお願いします。
	黒土推進委員着席
議 長	それでは、3番について、調査の報告を白木原委員をお願いします。
4番(白木原)	3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするとのことでございます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、3番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は承認と致します。 それでは、4番について、調査の報告を岡崎推進委員にお願いします。
岡崎推進委員	4番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするとのことですのでございます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま、4番について、調査の報告が岡崎推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は承認と致します。 それでは、5番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするとのことですのでございます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま、5番について、調査の報告が尾家推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は承認と致します。 それでは、6番について、調査の報告を田上委員にお願いします。
10番(田上)	6番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのことですのでございます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま、6番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は承認と致します それでは、7番から12番について、調査の報告を玉麻委員にお願いし

		ます。
1 3 番 (玉麻)		7 番から 1 2 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作をするとのことでございます。ご審議よろしく申し上げます。
議 長		ただいま、7 番から 1 2 番について、調査の報告が玉麻委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議 長		異議なしと認め、7 番から 1 2 番について当委員会は承認と致します。それでは、1 3 番について、調査の報告を梶原委員に申し上げます。
1 4 番 (梶原)		1 3 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定するとのことでございます。ご審議よろしく申し上げます。
議 長		ただいま、1 3 番について、調査の報告が梶原委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議 長		異議なしと認め、1 3 番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第 2 号		農用地利用集積計画 (案) について
議 長		議第 2 号農用地利用集積計画 (案) の利用権設定について、審議に入る前に田畑委員、岩渕推進委員、江島推進委員が会議規則第 1 0 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
		田畑委員、岩渕推進委員、江島推進委員退室。
議 長		それでは、農政課担当より説明をお願いします。
農政課 (加来)		(農政課 担当 説明)

議 長	ただいま、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
10番（田上）	（利用権設定について質問） 中間管理を通して契約した場合、契約が切れ、再度利用権設定をする時は新規になっています。新規と再設定の違いがあるのでしょうか。一度設定したら再設定にはできないものなのでしょうか。
農政課（加来）	（利用権設定について説明） 中間管理で利用権設定していて契約が切れ、間が空くと新規になってしまいます。間が開かないように連絡しています。中間管理での手続きに3か月ほどかかるので、3か月前に通知するようにしています。
議 長	他にご意見、ご質問ございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。 田畑委員、岩渕推進委員、江島推進委員は入室してください。  田畑委員、岩渕推進委員、江島推進委員着席
議案審議 議第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の調査の報告を坪根委員にお願いします。
2番（坪根）	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま、1番について、坪根委員から調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）

議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。 それでは、2番について、調査の報告を橋本委員にお願いします。
1番（橋本）	（2番の申請地の場所について説明） 2番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、2番について、橋本委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番から7番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。
3番（高倉）	（3番から7番の申請地の場所について説明） 3番から7番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、3番から7番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、3番から7番について当委員会は承認と致します。 それでは、8番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。
4番（白木原）	（8番の申請地の場所について説明） 8番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、8番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。</p> <p>9番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので、一時退室をお願いします。</p> <p>黒土推進委員 退室</p>
議長	<p>それでは、9番について、調査の報告を田畑委員をお願いします。</p>
6番(田畑)	<p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>9番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいま、9番について、田畑委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。</p> <p>黒土推進委員は、入室してください。</p> <p>黒土推進委員 着席</p>
議長	<p>それでは、10番について、調査の報告を奥委員をお願いします。</p>
5番(奥)	<p>(10番の申請地の場所について説明)</p> <p>10番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいま、10番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。</p>

<p>4番（白木原）</p>	<p>それでは、11番12番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。</p> <p>（11番の申請地の場所について説明）</p> <p>11番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。</p> <p>（12番の申請地の場所について説明）</p> <p>12番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>ただいま、11番12番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p> <p>6番（田畑）</p>	<p>異議なしと認め11番12番について当委員会は許可と致します。</p> <p>それでは、13番14番について調査の報告を田畑委員にお願いします。</p> <p>（13番の申請地の場所について説明）</p> <p>13番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。</p> <p>（14番の申請地の場所について説明）</p> <p>14番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>ただいま、13番14番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

議 長	<p>異議なしと認め、13番14番について当委員会は許可と致します。  それでは、15番から17番について調査の報告を村本推進委員に  お願いします。</p>
村本推進委員	<p>(15番の申請地の場所について説明)</p>
	<p>15番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、売買により  所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題な  いと思われます。</p>
	<p>(16番の申請地の場所について説明)</p>
	<p>16番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、売買により所  有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題な  いと思われます。</p>
	<p>(17番の申請地の場所について説明)</p>
	<p>17番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、売買により所  有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題な  いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、15番から17番について、調査の報告が村本推進委員より  ありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、15番から17番について当委員会は許可と致しま  す。</p>
	<p>それでは、18番から21番について、調査の報告を田畑委員にお願ひ  します。</p>
6番(田畑)	<p>(18番の申請地の場所について説明)</p>
	<p>18番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、売買により所  有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題な  いと思われます。</p>
	<p>(19番の申請地の場所について説明)</p>
	<p>19番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、売買により所  有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題な  いと思われます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(20番の申請地の場所について説明)</p> <p>20番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、18番から21番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませ</p>
<p>岡崎推進委員</p>	<p>(22番の申請地の場所について説明)</p> <p>22番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、22番について、調査の報告が岡崎推進委員よりありましたが、異議はございませ</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、22番について当委員会は許可と致します。それでは、23番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いしま</p>
<p>尾家推進委員</p>	<p>(23番の申請地の場所について説明)</p> <p>23番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま</p>

議 長	ただいま、23番について、調査の報告が尾家推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、23番について当委員会は許可と致します。それでは、24番について、調査の報告を梶原委員にお願いします。
14番(梶原)	(24番の申請地の場所について説明) 24番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、24番について、調査の報告が梶原委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、24番について当委員会は許可と致します。それでは、25番について、調査の報告を村上委員にお願いします。
15番(村上)	(25番の申請地の場所について説明) 25番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、25番について、調査の報告が村上委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、25番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第4号 議 長	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について 1番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。  橋本委員、退室

議 長	<p>それでは、1 番について調査の報告を長谷川推進委員にお願いします。</p>
長谷川推進委員	<p>(1 番の申請地の場所について説明)</p> <p>1 番について報告いたします。転用目的は貸駐車場及び資材置場用地です。雨水排水は自然浸透させ、一部、南側水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、1 番について、調査の報告が長谷川推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、1 番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。</p> <p>橋本委員、着席</p>
議案審議	<p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について</p>
議第 5 号	<p>議第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、</p>
議 長	<p>それでは、1 番について、調査の報告を高倉委員にお願いします</p>
3 番 (高倉)	<p>(1 番の申請地の場所について説明)</p> <p>1 番について報告いたします。転用目的は共同住宅分譲用地 (1 区画) です。生活排水は市道に下水道が入っており放流します。雨水排水は道路側溝に放流します。造成に伴う農地及び農業施設に影響はないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、1 番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、1 番について当委員会は許可と致します。 それでは、2 番について、調査の報告を白木原委員にお願いします</p>

4番（白木原）	<p>（2番の申請地の場所について説明）</p> <p>2番について報告いたします。転用目的は建築条件付建売分譲用地（5区画）です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に市道側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま す。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、2番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませ んか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いし ます。</p>
尾家推進委員	<p>（3番の申請地の場所について説明）</p> <p>3番について報告いたします。転用目的は一般住宅用地です。雨水排水は西側道路側溝に放流 します。生活排水は下水道に接続します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われ ます。ご審議よろしくお願ひし ます。</p>
議 長	<p>ただいま、3番について、調査の報告が尾家推進委員よりありましたが、異議はございませ んか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。</p>
議案審議 議第6号	<p>非農地証明願に関する件について</p>
議 長	<p>議第6号の非農地証明願に関する件について、1番から7番について 議案の説明をお願いします。</p>
事務局（井上）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>ただいま、1番から7番について、議案の説明がありましたが、異議は ございませ んか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。</p>
<p>議案審議 議第 8 号 議 長</p>	<p>その他について 議第 8 号その他について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>用松局長</p>	<p>(別紙議案のとおり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは総括を進めたいと思います。 議第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。 議題 2 号、農地利用集積計画 (案) について当委員会は承認といたします。 議第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議題 4 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議第 5 号、農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議第 6 号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。 以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、第 5 回定期総会を閉会いたします。</p>